

第 3 . 食 中 毒

1 . 調査の目的

食中毒統計調査は、食中毒の患者ならびに食中毒死者の発生状況を的確に把握し、食品衛生対策の基礎資料を得ることを目的とする。

2 . 調査の対象及び期間

食品衛生法(昭和 2 2 年法律第 2 2 3 号)第 5 8 条第 1 項の規定により医師から届け出られた食中毒患者・その疑いのある者・死者で、平成 1 5 年 1 月から 1 2 月までに発病し、平成 1 6 年 3 月 3 1 日までに厚生労働省に報告があったものである。

3 . 調査の方法及び系統

患者を診断した医師からの届出に基づき、保健所は調査票を作成し、都道府県知事を経由して厚生労働省に提出する。

